

平成 13 年 8 月 30 日

選挙管理委員会

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

公職選挙法施行令の一部改正（平成 13 年 6 月 6 日公布）により、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院議員選挙における選挙運動の公営負担の限度額が改正されたので、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営負担の限度額もこれに準じて改正するほか、必要な規定の整理をしようとするもの。

2 改正内容

(1) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額の改正（第 2 条及び第 4 条）

一般運送契約及び一般運送契約以外の契約について次のように改正する。

区 分		改正案	現 行
一般運送契約(ハイヤー等の一括借上げ) 1日当たり		64,500 円	60,200 円
一般運送契約以外	自動車借上料 //	15,300 円	15,300 円
	燃料費 //	7,350 円	7,350 円
	運転手の賃金 //	12,500 円	11,700 円

(2) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の改正（第 6 条）

印刷単価及び加算額を次のように改正する。

区 分	改正案	現 行
ポスター掲示場の数が 500 を超える部分の 1 枚当たりの印刷単価	26.73 円	26.29 円
加算額（企画費とポスター掲示場の数 500 までの印刷費）	557,115 円	552,870 円

(3) 引用条項の移動に伴う改正（第 1 条）

公職選挙法の改正（平成 12 年 11 月 1 日公布，法律第 118 号）により，引用条項を整理する。

3 施行期日 公布の日